

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年7月11日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第27号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第12条観光部の款観光企画課の項第8号を次のように改める。

(8) 宇多野ユースホステルに関する事。

附 則

この規則は、平成20年7月12日から施行する。

(総務局総務部文書課)